

## メンテナンスサービスに含まれるもの・含まれないもの

項目	対象プラン	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
1. スケジュール点検整備	いつでも乗ーる / たまーに乗ーる	3か月毎（契約月間走行距離 2,000km 以上）ないし 6か月毎（契約月間走行距離 2,000km 未満）	下記（4項以降）の内容
2. 定期点検整備	いつでも乗ーる / たまーに乗ーる	道路運送車両法第 48 条に基づく定期点検および整備 法定 12か月点検（乗用車、貨物車初回、軽自動車）、 法定 6か月点検（貨物車）、法定 3か月点検（バス、事業用）	下記（4項以降）の内容
3. 車検整備	いつでも乗ーる / たまーに乗ーる	道路運送車両法第 62 条に基づく自動車継続検査のための点検および整備	下記（4項以降）の内容
4. 故障修理各種消耗品の交換	いつでも乗ーる	<p>前項 1、2、3 に定める点検・整備により、自動車の正常な使用中に発生または発生が予測される機能不全の整備、および部品・消耗品の交換、補給</p> <p>(1) エンジンおよび動力伝達装置関係点検、調整、整備などそれに係わる部品一式 (例) エンジン、クラッチ、ミッション、デファレンシャル、ドライブシャフト、マフラー、燃料ポンプ、各種フィルター、各種オイル、各種 Vベルト、ウォーターポンプ、ラジエーター、各種ホース類など</p> <p>(2) 電気装置および各部計器関係 点検、調整、整備などそれに係わる部品一式 (例) コンピューター、セルモーター、オルタネーター、各種センサー、方向指示器、メーター類、スパークプラグ、各種ランプバルブ（電球）切れ修理など</p> <p>(3) かじ取り装置および制動装置関係 点検、調整、整備などそれに係わる部品一式 (例) ブレーキパッド、ブレーキシュー、ブレーキローター、ブレーキドラム、ABS(アンチ ロックブレーキ)装置、パワーステアリング装置、ステアリングギヤボックスなど</p> <p>(4) 空調関係 エアコン、ヒーターなどの整備および関係部品一式 (例) コンプレッサー、ガスチャージ、エアコンフィルターなど</p> <p>(5) その他 ワイヤレスリモコンキー電池、ワイヤーブレードゴム、ウインドレギュレーター、パワーウィンドモーターなど</p>	<p>次の修理、整備および消耗品などにかかる費用</p> <p>(1) 担当整備工場以外の工場で無断で行った修理 ※但し、突然の故障修理で急を要する場合を除きます</p> <p>(2) 故意、重大な過失、契約違反、法令違反、およびお客様の特有な使用に起因する修理 ・警告ランプの点灯、パンクなど、明確な不具合の発生している状態で無理な走行により故障した修理 (例) オイル切れ、オーバーヒート状態での走行によるエンジン焼き付き等の修理、警告灯点灯での走行によるコントロールコンピューターなどの修理、チャージランプ点灯での走行で生じた充電系統の修理、パンク・バーストによるタイヤ交換作業など</p> <p>(3) 日常点検および通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合の修理費用 ・オイル量不足、オイル劣化（汚れ）、オイル漏れ、水漏れのまま走行したために生じたエンジン焼き付き修理、オーバーヒートなど ・ブレーキパッド・ブレーキシューの残量が減り警告音（異音）が発生しているまま走行したために生じたブレーキローター、ブレーキドラム、ブレーキキャリパーなど交換修理</p> <p>(4) 車両の「取扱い説明書」に記載されている取扱い方法とは異なる不適切な使用、仕様の限度を超える過酷な使用に起因する不具合の修理費用 ・最大積載量を超える荷物を積載したために生じた修理、乗用車過剰積載により生じた修理 ・乗車定員超過、走行速度超過、一般に自動車が走行しない場所（荒地、レースなど）での走行に起因する修理 (例) 高速走行中の過回転や誤操作シフトチェンジによるトランスマッシュションなどの修理、スペアタイヤ使用時の指定速度超過により発生した修理、坂道や速度超過などでブレーキ性能を越えた操作および急激なカーブなどのコーナリング性能を越えた操作により発生した修理</p> <p>(5) 燃料の入れ間違いおよび添加剤の注入によるエンジンなどの不具合の修理費用 ・ディーゼルエンジンにガソリンを給油した、ガソリンエンジンに軽油を給油したために生じた修理、ガス欠をしてしまったために発生する処理費用 ・添加剤の注入をしてエンジンが不調になってしまったために生じた修理</p> <p>(6) 時間の経過によって発生した腐食（錆び）・劣化・退色などによる修理 (例) 自動車本体・架装品などの塗装・メッキ、ボディー、外装、内装、塩カル（凍結防止剤）による錆び、沿岸地域特有のボディーの錆び、スペアキー作成（擦り減り）、ミラー、アンテナ、モール、レンズ、ホイールカバー、アンダーカバー、泥除け、ボディーシーリングやモールなどのラバーパーツの不良により発生した雨濡れ修理、雨濡れが原因による配線・電気関係の修理など</p> <p>(7) 看板の書き換え、塗り替え費用 (例) 文字書き、ステッカー張り替えなど</p> <p>(8) 音、操作フィーリング、振動、シートのきしみ・へたりなど自動車の機能に影響がない現象と認められた交換修理</p> <p>(9) 契約走行距離の超過に起因する修理 (例) 契約走行距離の超過によりメーカー保証対応が不可能になった修理、自動車メーカーにより整備・交換時期が明確にされているタイミングベルト・白金プラグ交換の整備など</p> <p>(10) 架装品の交換修理 (例) バス・1BOX 車などのオートドア（パワースライドドア、パワーバックドア）、ドライバークローザー機構、温蔵・保冷・冷凍機、パワーゲート、クレーン、バス架装品、福祉車両架装、高所作業車架装、トラック荷台架装、タコグラフ（チャート紙交換含み）など</p>

## メンテナンスサービスに含まれるもの・含まれないもの

項目	対象プラン	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
4. 故障修理各種消耗品の交換	いつでも乗一る		<p>(前頁からの続き)</p> <p>(11) 装備品の交換修理、走行機能以外のボディー関係の部品            (例) ナビゲーションシステム、ETC、バックモニター・カメラ、カーステレオ (CD・MD・DVDなど)、クルーズコントロール、エアーパックの展開による修理 (事故のときは、自動車保険の支払い対象となる場合があります)、機能不全以外のシートベルトの修理、グローブボックス、コンソールボックス、カップホルダー、灰皿、電動シート、ルームミラー、各ミラー、空気清浄機、ネオンコントロール、コーナーセンサー、撥水ワイパー、リモコンスター、ナビゲーション地図更新、ETC セットアップなど</p> <p>(12) 各種用品類の購入、補充、交換修理、予備部品            (例) タイヤチェーン、フロアマット、シートカバー、サイドバイザー、工具、ジャッキ、仕切り棒、三角表示板、予備電球など</p> <p>(13) 事故に起因する損傷修理、板金修理、レッカー費用            (例) 下回り接触によるマフラー修理交換、接触によるホイール修理交換、フロント・リア・各ドアガラス交換・リペア修理など</p> <p>(14) 天変地異、その他不可抗力に起因する修理            (例) 地震による損傷、大雨による水没、突風によるドアの開閉不能など</p> <p>(15) 洗車費用、燃料費用、室内清掃費用</p> <p>(16) お客様の過失(不注意)によるトラブル(修理)            (例) ドアミラー、アンテナ、ホイールカバー、レンズ割れなどの破損、キーロック手配修理など</p> <p>(17) 法令の改定および官公庁などの指示による、修理・改造・部品の取り付け            (例) ディーゼル車排出ガス Nox・PM 法の規制による触媒の取付、トラックの後部反射板の取付など</p> <p>(18) 車両故障により、車両が使用できないことで発生する費用            (例) タクシー・電車代などの移動費用、宿泊費用、電話料金、休業補償、自動車の陸送費用など</p> <p>(19) 担当整備工場からの入庫の依頼があり、または点検の実施時期などであるにもかかわらず、整備を受けなかったことに起因する故障修理</p> <p>(20) 標準仕様車の寒冷地への移動に伴う改造修理            (例) 寒冷地用高性能・大型(容量 UP) バッテリー取付など</p> <p>(21) 自動車の構造変更に伴う修理、登録変更費用、使用者・使用地(登録番号)変更費用など            (例) 保冷・冷蔵車、緊急車などの特殊車両への変更、運送事業用車両への変更</p> <p>(22) ハイブリッド機構(ハイブリッド車)            ハイブリッドシステムに起因する修理費用            (例) ハイブリッド用駆動バッテリー、インバータユニット、電気モーター、ハイブリッド車専用トランスアクスルなど            ※但し、メーカーによる保証修理の対象になる場合があります</p> <p>(23) ディーゼル車の DPF 装置(微粒子除去装置)            (例) DPF のクリーニング管理を怠った為に生じた触媒、インジェクターなどの修理            ※クリーニング方法については車両の「取扱説明書」をご参照ください</p> <p>(24) ディーゼル触媒付車両の尿素の補充費用</p> <p>(25) 前項 1、2、3 に定める点検・整備時以外の自動車使用中におけるウインドウォッシャー液の補給</p> <p>(26) エアパックの取り換え、スノーブレードの交換</p>

## メンテナンスサービスに含まれるもの・含まれないもの

項目	対象プラン	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
5.油脂類の交換	いつでも乗ーる / たまーに乗ーる	<p>自動車の走行距離または定期交換基準に基づく油脂類の交換および補充</p> <p>(例) エンジンオイル、オイルエレメント、ミッションオイル、デフオイル、ブレーキオイル、冷却水 (LLC) など</p> <p>エンジンオイル交換基準:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車・ディーゼル車: 5,000km 毎または1年経過</li> <li>・ガソリン車: 10,000km 毎 (ターボ車は5,000km 毎)</li> <li>または1年経過</li> </ul> <p>※エンジンオイル、オイルエレメント以外の交換は 「いつでも乗ーる」のみ対象</p>	<p>(1) 燃料および添加剤およびそれに類するもの</p> <p>(例) ガソリンタンク水抜き剤、バッテリー強化剤、錆止剤、フランシングオイル、凍結防止剤、油膜取り、予備ウォッシャー液など</p> <p>(2) 寒さによる燃料 (ディーゼル車) 凍結に関する修理、処理費用</p>
6.タイヤの交換	いつでも乗ーる	<p>(1) 契約本数を限度として摩耗度 (法定の摩耗限度・ タイヤの状態) に応じて交換します</p> <p>(2) 自動車の安全上メーカーの定めた標準のサイズと なります</p> <p>(3) スペアータイヤレス車のタイヤパンク応急修理剤の 補充、交換 (事故またはお客様の過失により使用 した場合除きます)</p> <p>※道路運送車両法上では 1.6mm 以下が交換要</p>	<p>(1) タイヤメーカー、グレードの指定はできません</p> <p>(2) 事故または運転者過失による交換</p> <p>(例) パンク、バーストなどによる交換、ホイール、ホイールカバーなど</p> <p>(3) 紛失および盗難による交換</p> <p>(例) タイヤ、スペアータイヤ、ホイール、ホイールカバーなど</p> <p>(4) タイヤ保管料</p> <p>(5) 契約車両返却後のタイヤ処分費用</p>
7.バッテリーの交換	いつでも乗ーる	<p>(1) 通常の使用による性能の劣化により、担当整備工場で 交換が必要とされた場合に交換します (契約期間中の 交換回数を限定しませんが、劣化により交換が必要と 判断された場合に交換します)</p> <p>(2) 自動車の安全上メーカーの定めた標準のサイズと なります</p>	<p>(1) バッテリーメーカー、グレードの指定はできません</p> <p>(2) 運転者過失による交換</p> <p>(例) ライト・ランプ類の消し忘れによるバッテリー上がりの出張作業費用・交換</p>
8.代車	いつでも乗ーる / たまーに乗ーる	<p>(1) メンテナンスサービス実施に際してご契約内容に準 じて提供いたします</p> <p>(2) レンタカーまたは担当整備工場保有の代車を 48 時間までご利用いただけます</p> <p>※3日目 (48 時間) 以上の提供に際しては、両プランと ともに自動車本体の欠陥・通常使用中に発生した機能不全・ 自動車の点検・整備および継続検査整備により、自動車 が使用できない場合に限ります</p>	<p>(1) トラック (2t 超)、バス、特殊車両 (8ナンバー) などの提供</p> <p>(2) 車種、仕様、年式、色、レンタカー会社の指定はできません</p> <p>(3) 事故の修復に係わる代車、メンテナンス契約に含まれない修理に係わる代車</p> <p>(4) 整備作業日数以外の代車、修理完了後にお客さまの都合により車両の入替ができるなどの修理期間以外で使用した代車・ レンタカー料金</p> <p>(5) 代車の事故修理および燃料費用</p> <p>(6) 代車の休業補償代 (ノンオペレーションチャージ)</p>

## 安心乗ーるプラス のメンテナンスサービスに含まれるもの・含まれないもの

項目	修理限度額提供回数	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
1.フロントガラス修理 保証	限度額：5万円 1年毎に1回	事故などにより対象車両のフロントガラスが損害を被った際の修理	<p>1. 次の号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても、本サービスの提供を受けることはできません</p> <p>(1) リース契約が終了またはリース契約の借受人が変更となった場合</p> <p>(2) 当社指定以外の整備工場などに入庫し、修理を受けた場合</p> <p>(3) お客さまが本サービスの保証書の他、当社が提出を求める資料の提出がない場合</p> <p>(4) お客さまから提出いただく書類などに不実の記載がある場合</p> <p>(5) サービス利用依頼書の所定事項に記載がない場合</p> <p>(6) お客さまが事故などによる修理以外で、法令並びに当社指定の定期点検整備、および定期交換部品のため費用を負担した場合</p> <p>(7) 対象自動車が日本国外へ持ち出された場合</p> <p>(8) 直接または間接を問わず、次の事由によって対象自動車が損傷した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① お客さま、またはお客さまの許可を得て対象自動車を運転した者の故意、もしくは重大な過失、または法令違反</li> <li>② お客さまの犯罪行為、または闘争行為</li> <li>③ 地震もしくは噴火、または津波その他の天変地異（但し、台風・落雷・洪水・高潮を除きます）</li> <li>④ 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下、同様とします） もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）</li> <li>⑤ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変、または暴動（群集、または多数の集団行為によって全国、または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）</li> <li>⑥ 差押さえ、収用、没収、破壊など国、または公共団体の公権力の行使。但し、消防または避難に必要な措置として行われた場合を除きます</li> <li>⑦ 証欺、または横領</li> <li>⑧ 対象自動車の取扱説明書などに示す方法とは異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用（レース・ラリーなどによる過酷な走行、エンジンの過回転、過積載など）</li> </ul> <p>2. 次の各号いずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることはできません</p> <p>(1) 対象自動車に存在する欠陥、摩減、腐しよく、鏽、その他の自然消耗</p> <p>(2) 対象自動車の故障（偶然かつ外來の事故に直接起因しない電気的または機械的損傷をいいます）</p> <p>(3) タイヤ（ホイール・チューブを含みます）に生じた損傷（但し、パンクを除きます）</p> <p>(4) 法令により定められた運転資格を持たない、または酔払い・酒気帯びもしくは大麻・アヘン・覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、対象自動車を運転している場合に生じた損傷。但し、対象自動車につき、正当な権利のない者が運転していた場合を除きます</p> <p>(5) 対象自動車に法令などにより禁止されてるにもかかわらず定着、または装着されている物に生じた損傷、および当該物に起因して生じた損傷</p> <p>3. 本サービスと他の保険などの関係は、以下の通りとします</p> <p>(1) 自動車保険（車両保険） お客さまが自動車保険の車両保険金を請求された場合には、損傷額から当該車両保険金の額を除いた額に対して、本サービスを提供します</p> <p>(2) 第三者からの損害賠償金や他サービスによる回収金 第三者からの損害賠償金や他サービスによる回収金がある場合には、損傷額から当該回収金の額を除いた額に対して、本サービスを提供します</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の「車両保険金、もしくは第三者からの損害賠償金や他サービスによる回収金」（以下、車両保険金などといいます） があるにもかかわらず、車両保険金などの額を除かずに本サービスを提供したことが判明した場合は、本来提供すべき金額との差額をお客さまに請求します</p>
2.タイヤパンク修理 保証	限度額：1万円 1年毎に1回	タイヤがパンクした際の修理	

項目	修理限度額提供回数	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
3. ナビゲーション / ハイブリッド機構 / オートスライド ドア系 / オーディオ系修理保証など	限度額：修理 1 回あたり 50 万円（保証期間中累計 100 万円） ※ドライブレコーダーについては、1 回あたり 1 万円限度	<p>対象自動車を構成するP.6下段に記載の部品において、対象自動車のメーカー取扱説明書などに従った正常な使用状態で、材料上あるいは機能上の不具合が発生した場合、無料で修理いたします（以下「メンテナンス修理」といいます）</p> <p>※メンテナンス修理の方法は、当社もしくは当社指定の修理工場の指定する方法で行います。なお、メンテナンス修理により取り外した交換部品は当社もしくは当社指定の修理工場の所有となります。但し、当社もしくは当社指定の修理工場がその権利を取得しない旨の意思表示をした場合にはこの限りではありません。また、保証限度額を超過した場合は、当該超過分は車両使用者のご負担となります</p>	<p>1. 次の号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても、本サービスの提供を受けることはできません</p> <p>(1) メーカー保証や整備保証など他の保証の対象となる修理</p> <p>(2) 次に示す不具合について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合</li> <li>② 保管もしくは整備の不備、または間違に起因する不具合</li> <li>③ 「<b>2. 遵守事項</b>」が守られていないことに起因する不具合</li> <li>④ メーカーが指定する油脂類（オイル、不凍液など）と同等のもの以外の使用によって生じた不具合</li> <li>⑤ 法令もしくはメーカーが認めていない車両の改造に起因する不具合</li> <li>⑥ 取扱説明書に記載している取り扱い方法とは異なる不適切な使用、不適切な保管、仕様の限度を超える酷使（サーキット走行、レース、ラリーなどによる過酷な走行、エンジンの過回転、過積載、乗車定員超過、走行速度超過など）に起因する不具合</li> <li>⑦ 補修・改造（福祉対応部品など含む）に起因する不具合および、メーカー・メーカーの販売会社（以下「ディーラー」といいます）・販売店以外の者（外注工場を含む）が取り付けた部品・架装した部品に起因する不具合 ※ディーラー・販売店で取り付けた部品については、ディーラー・販売店が新品（部品保証有り）で取り付けたオーディオ・ナビゲーション・スピーカー・ETC・ドライブレコーダーのみが保証対象となります。但し、ディーラーが取り付けた当該部品については、純正部品の場合のみが保証対象となります。また、貨物車は、いかなる場合においても、改造された箇所や、荷台本体を含む運転室外に架装されている部品全てが保証対象外となります</li> <li>⑧ 道路運送車両法の保安基準に適合しない車両の不具合</li> <li>⑨ 対象外部品を主原因とする対象部品の不具合</li> </ul> <p>(3) 次に示す経年性の現象や、不具合と認められないものについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用損耗あるいは経年変化により発生する現象、およびそれに起因する不具合（塗装面・メッキ面・内外装部品・ゴム樹脂部品・カーボン部品などの自然退色・劣化・摩耗、室内やライト類などへの雨漏れ、水侵入や結露など）</li> <li>② 一般に、自動車の品質・機能に影響がないことが認められている感覚的な現象（操作フーリング、異音、振動、滴下とともになわないオイルのにじみなど）</li> <li>③ 不具合の症状に再現性がなく、整備工場などで症状を確認できない場合</li> </ul> <p>(4) 次に示す外的要因による不具合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 煙草、薬品、鳥糞、オイル、酸性雨、石はね、鉄粉、降灰、ほこり、ちりおよび塩分などの外的要因に起因する不具合</li> <li>② 地震、噴火、津波、地盤変動、地盤沈下、風害、水害、その他天災に起因する不具合</li> <li>③ 使用上の破損、事故、火災、落雷、破裂、衝突、爆発、または外部からの物体の落下、飛来もしくは転倒などの偶然かつ外因に起因する不具合</li> <li>④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する不具合</li> <li>⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）に起因する不具合</li> </ul> <p>(5) 次に示すものの費用は負担いたしません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消耗部品および油脂類などの交換・補充費用</li> <li>② 法ならびにメーカーが指定・推奨する点検整備、および定期交換部品の費用</li> <li>③ ホイールのバランス・アライメントなどの調整費用、および点検・清掃費用</li> <li>④ 当該自動車の部品に含まれるコンピュータ、ソフトウェア、マイクロプロセッサーなどの集積回路、またはこれらの類する部品が日付、または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、または受けできない場合の修理費用</li> <li>⑤ オーディオ、ナビゲーション、ETC、ドライブレコーダーなどのコンピュータなどの記録媒体に記録されているプログラム・データその他これらに準じるもの（バージョンアップやデータの書き換えに必要なROMの更新作業費用を含む）</li> <li>⑥ メーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる修理費用</li> </ul>

項目	修理限度額提供回数	メンテナンスサービスに含まれるもの	メンテナンスサービスに含まれないもの
3. ナビゲーション/ ハイブリッド機構 / オートスライド ドア系 / オーディ オ系修理保証など			<p>(前頁からの続き)</p> <p>⑦保証対象部品の不具合によって、付隨的に発生した以下のいずれかに該当する作業、部品、不具合に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本保証加入後に取り付けられた部品</li> <li>・メーカー・ディーラー・取扱店以外の者（外注工場を含む）が取り付けた部品</li> <li>・交換時期が到来している定期交換部品、消耗部品、油脂類など</li> <li>・既存する錆、腐食、過去の整備不良、外因などの原因により再使用不可な部品など</li> </ul> <p>⑧保証料の受領以前ならびに保証期間の開始以前に故障原因が発生していた場合（客観的に発生していたと判断できる場合を含む）の修理費用</p> <p>⑨当該自動車が使用できなかったことによる不便さおよび損失など</p> <p><b>2. 遵守事項</b></p> <p>次の事項を必ずお守りください。守られていない場合には、原則として保証修理いたしません</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法令で定められた日常点検、定期点検整備、およびメーカーが指定する点検整備の実施</li> <li>②定期交換部品の指定通りの交換、および定期交換推奨部品の指定通りの交換</li> <li>③保証期間中に到来するすべての車検は、継続検査期間内に販売店にて受検</li> </ol>

## 「安心乗ーるプラス」サービス対象部品一覧

### ハイブリット関連

- ・ ジェネレーター
- ・ 駆動用モーター
- ・ インバーター
- ・ ハイブリッド制御コンピューター
- ・ コンバーター
- ・ パワーコントロールユニット
- ・ 動力分割機構
- ・ リダクションギア
- ・ 回生ブレーキ機構
- ・ 駆動用バッテリー

### 電装関連

- ・ オートスライドドアモーター
- ・ オートスライドドアクントロールユニット
- ・ オートスライドドアセンサー
- ・ スライドドアスイッチ
- ・ サンルーフスイッチ
- ・ サンルーフモーター
- ・ パワーシートモーター
- ・ パワーシートコントロールユニット
- ・ パワーシートスイッチ
- ・ オーディオ（※1）
- ・ ナビゲーション（事業外設置のカメラを除く）（※1）
- ・ スピーカー（※1）
- ・ ETC（※1）
- ・ ドライブレコーダー

※1 オーディオ / ナビゲーション / スピーカー / ETCについては、ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せないものに限る